

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（121）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2019年6月15日号）

小田中 聰樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号は2017年1月に生じた諸問題の3回目です。今回はアメリカ軍の在日行動の強化などを中心に説明します。）

II 軍事と外交（1）の続き

（11）安倍首相の施政方針演説（2017年1月20日 続）

① 安倍首相は一億総活躍の国創りとして、働き改革、同一労働・同一賃金の立法、長時間労働の是正、時間外労働の限度を定める改正作業の加速を掲げている。

しかし、同一労働・同一賃金の実現のために先ず必要なのは、大企業労働者と中小企業労働者と、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との賃金格差を解消することが先決である。にも拘わらず、この問題を各企業に放任した政府の責任は重い。また長時間労働の是正のためには、まず“高度プロフェッショナル制度（残業しても残業代を払わずに済む）”を導入する「残業代ゼロ法案」（労働基準法改悪案）を撤回すべきであると考え

る。

① また子どもたちが夢に向かって頑張れる国創りとして、高校生への奨学給付金の拡充と、返還不要・給付型の奨学金制度の創設を掲げている。

しかし、そもそも奨学金制度とは、未来を担う学生の勉強意欲の育成・助長のためのものであることに鑑み、そのあり方としては無利子の給付型とすべきである。この観点からみると、新創設するという給付型奨学金制度が1学年2万人規模で月2万円から月4万円の給付とするというのでは少額であり、奨学金としての本来の機能が発揮できないと考える

㊦ 憲法施行70年の節目に当たりいかなる国にしていくのかについての案を国民に提示するため憲法審査会で具体的な議論を深めようということは、改憲することであり、その下敷きとなるのは「自民党改憲案」である。その中心は、国防軍の創設であり、基本的人権の制約（“公益及び公の秩序”の名の下での）である。つまり現行の平和・人権・自由・平等・友愛を原理とする憲法を根本的に変えようとするものである。このような「自民党改憲案」に基づく改憲を企てることは、

現行憲法の下で人民が営々として築き上げた憲法的成果（例えば平和擁護、人権・自由擁護、社会保障・福祉など）を全面否定するものであり、首相が負う現行憲法尊重擁護義務に反する。

（12）①2017年1月20日、トランプ氏（共和党）がアメリカ大統領に就任した（1月22日朝日新聞、河北新報、赤旗）。

②トランプ大統領が就任演説で強調したのは、“米国が第一だ。雇用を取り戻す。国境を取り戻す。富を取り戻す。夢を取り戻す。古くからの同盟を強化し、新しい同盟を形成する。文明世界を急進イスラムテロに対し結束させ、地球上から一掃する”ということである。

③この就任演説は、一口に「アメリカ第一主義」と特徴づけられている。しかし、その特徴の内実こそ重要だと考える。この観点からみると「アメリカ第一主義」の内実とは、アメリカという国が貧富の差の激しい格差社会であり、夢と希望のない社会であり、軍事同盟的關係を世界中に張りめぐらしている軍事力至上主義の国家であり、テロを軍事力で抑え込めるとする国家だということである。そして移民を壁で阻止できると考える指導者を持つ国家である。

④安倍首相は、トランプ当選について祝電を打つとともに次のように語った（1月22日赤旗）。“日米同盟はわが国の外交、安保政策の基軸であり、貴大統領との信頼関係の上に揺るぎのない同盟の絆を一層強化していきたい”、と。

この発言は、安倍内閣がアメリカとの従属的軍事同盟を強化する政策を今後も採るであろうことを予測させる。

（13）①2017年1月20日、米軍普天間基地所属の攻撃ヘリがうるま市伊計島の農地に不時着した（1月22日赤旗）。

②この事故につき沖縄防衛局長は、“警告ランプの点滅による予防的不時着で、すぐに飛行停止ということではない”とした。

住民の安全よりも米軍の運用を重視するこの弁明に対し、1月21日「島ぐるみ会議ぎのわん」主催の抗議集会在宜野湾市で開かれ、市民約100人が集まり、普天間基地撤去、戦争につながる辺野古新基地ストップを、と抗議した。

そして小林武沖繩大学客員教授は、住民を保護するために、米軍基地や軍人を規制する米軍規制条約の制定を自治体の課題として提唱した。

（14）①2017年1月24日、防衛省の独自衛星Xバンド通信衛星「きらめき2号」が鹿児島・種子島宇宙センターからH2Aロケット32号機で打ち上げられた（1月25日赤旗）。

②Xバンド通信衛星は、北西太平洋～インド洋周辺の広大な領域での自衛隊の活動を支えるものであり、海外派遣先での現地状況の把握、指揮命令、弾道ミサイル防衛における迅速な情報伝達などがその利用目的である。

③Xバンド通信衛星は、戦争法のもとでは、海外でのアメリカの戦争の展開を支え、同時に宇宙の軍事的利用拡大の道具となるであろう。

しかも2008年宇宙基本法制定により、「安全保障」が宇宙開発利用の柱とすることとされ、自衛隊の軍事衛星活用が国家戦略の柱とする位置づけがなされた。このことを考えると今回の打ち上げは新たな軍事衛星導入の突破口となるものである(1月25日赤旗参照)。

(15) ①2017年1月25日、前年名護市で墜落したMV22 オスプレイの機体を米軍が一方的に回収した行為につき、小池議員(共産)が“米軍が海上保安庁の捜査協力の申し出を無視し機体を回収したのは、日米地位協定に反し無法だ”と指摘したのに対し、安倍首相は、“同協定の合意議事録に基づき、指摘は当たらない”と答弁した(1月26日赤旗)。

②安倍答弁が根拠とした合意議事録には、米軍の財産について、「権限のある当局」が同意しない限り日本側当局には捜索・差押さえ・検証を行う権利はない、と規定している。しかし地位協定の17条6では、日米の当局が米軍の犯罪に対して捜査の実施や証拠の提出につき相互に援助する、と定めている。

そうだとすると、米軍の一方的な回収は地位協定に反するものである。

(16) ①2017年1月25日、名護市議会は、MV22 オスプレイの飛行訓練・空中給油訓練の再開に抗議する決議・意見書を可決した(賛成15、反対11)(1月26日赤旗)。

②抗議・意見書の内容は次の通りである。

“政府は自ら事故調査を行うことなく、米軍の発表をうのみにしてオスプレイの飛行訓練再開を認めたが、このような姿勢は容認できない。墜落現場周辺での機体の残骸を完全に回収すること、オスプレイの配備を直ちに撤回すること、オスプレイを配備する辺野古新基地の建設を直ちに中止・撤回すること。”

③オスプレイの危険性については、1月27日の衆院予算委でも明らかにされた(1月28日赤旗)。質問に立った赤嶺議員(共産)は大要次のように質問した。

④(i) 安倍政府は“機体はパイロットのコントロール下にあった”との説明をうのみにして“不時着水”との言葉を使い続けているが、“機体をコントロールできていたなら何故(名護市内の)キャンプ・シュワブまで行って着陸しなかったのか”

(ii) “沖縄防衛局が名護市に送った第一報では「墜落」と表現していたことを明らかにし”事故原因につき防衛省が乱気流によりとしていることを指摘して乱気流が自然現象でなく航空機が引き起こす後方乱気流であった可能性があることに言及し、オスプレイの両翼の大きなプロペラは給油ホースとの接触事故を起こす可能性が高く、しかもプロペラは非常に壊れやすい構造になっていることを指摘した上で、“オスプレイの機体構造に起因した事故だった可能性を否定することは出来ないのではないか”、と糾した。

⑥赤嶺質問に対し、防衛省地方協力局長は、プロペラの強度については米側に確認していないと答弁した。また安倍首相は「米側と連携を密にして安全確保に万全を期す」と答えるにとどまった。

(iv)この問答で明らかになったことは、㊦一時着水ではなく「墜落事故」であること、㊧オスプレイは紛れもない欠陥機であること、㊨安倍政府が欠陥機ではないとのアメリカの言い分の代弁者であること、㊩安倍政府がオスプレイのもたらす災害に対し人民を守る立場に立っていないこと、である。

(17) ㊪2017年1月23日、日本学術会議の「安全保障と学術に関する検討委員会」は、防衛省による大学などへの研究委託制度に関する「中間とりまとめ」を発表した(1月27日赤旗)。

㊫「とりまとめ」の概要は次の通りである。

㊬まず、学術の健全な発展のために学術研究の自主性・自立性を担保する必要があること。㊭防衛省の研究委託制度は将来の装備開発に繋げる明確な目的のもと、防衛省の職員が研究の進行状況を管理するもので、政府による“介入の度合いが大きく……「防衛装備研究」と称されるものも軍事目的の研究に含まれること。㊮大学には自由な研究や教育環境を維持する責任があり、研究成果は科学者の意図とは離れて軍事目的に使われ得ることを踏まえて、研究の「入口」での慎重な判断が必要なこと、㊯大学などの研究機関は、軍事研

究の可能性のある研究について目的・方法・応用の点から適切性を審査する制度を設けることが望まれること。

㊰㊱1月27日、法政大学は右の“研究委託制度”への応募は「当分の間認めない」とすることを発表した(1月28日赤旗)。

同時に学外との研究活動に関する指針を決定した。その中で、(i)「武器・防衛装備品の開発、またはそれへの転用を目的とした研究」を軍事研究と定義。(ii)「軍事研究や人権抑圧等、人類の福祉に反する活動は、これを行わない」と明記。(iii)学外機関との研究に携わる教職員に、この指針を尊重して行動することを求める。(iv)教職員が防衛省や米軍など国内外の軍事や安全保障にかかわる機関から、資金提供、受託、共同、寄付研究の申し出を受けた場合は、応募の可否を常務理事会で判断する、とした。

㊲田中学長は談話を発表。その中で、(i)大学の教育研究の目的や大学の責任を考えたとき、「人命の収奪と人権の抑圧をもたらす道具やその稼働システム」、その「最たるかたちである戦争を目的とした武器等の研究・開発」に関与するのは、「持続可能な地球社会をめざす同大学の存立基盤をゆるがす」、(ii)大学への国の補助金が削減され、研究費が不足していること、本来、高等教育の質を高めるために必要な予算は公的に保障されるべきだ、と訴えた。

④なお、「研究委託制度」は2015年度に始まり、16年度は応募数が半減した。にも拘わらず17年度予算案では前年度の18倍の110億円に急増した（1月28日赤旗）。

⑤では「研究委託制度」の問題点は何か。

- ① 本制度は、戦争国家づくりに向けての研究者（ないし研究）の動員体制の確立を目的としていること。
- ② 軍事研究は、研究公開原則と抵触すること。研究開発の自由な雰囲気壊すこと。
- ③ 重要なことは民生用の基礎研究の充実であること。以上である。（以下次号）